

令和5年第9回

君津市農業委員会議事録

令和5年8月4日（金）

令和5年第9回君津市農業委員会議事録

日 時 令和5年8月4日（金）午後1時30分から午後3時8分

場 所 君津市役所5階 大会議室

招集者 君津市農業委員会会長 鮎 川 正 幸

議 事 日程第1 会期の決定

日程第2 議事録署名委員の指名

日程第3 議案第 1号から議案第 9号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第4 議案第10号 農地法第4条の規定による許可申請について

日程第5 議案第11号から議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第6 議案第26号 農地法第5条の規定による事業計画変更申請について

日程第7 議案第27号 令和5年度第4次農用地利用集積計画について

日程第8 議案第28号 君津市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に対する意見について

日程第9 報告第 1号から報告第 8号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第 9号から報告第18号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

報告第19号 軽微な農地改良に係る届出について

出席委員（13名）

1番 内 海 孝 夫

2番 鮎 川 正 幸

3番 水 野 徳 子

5番 笹 本 幸 恵

6番 宇 野 真 弘

7番 神 子 純 一

8番 溝口 勝美
10番 齊藤 昇
12番 長谷川 貢
14番 石井 和美

9番 小泉 春水
11番 重田 忠男
13番 鈴木 隆

欠席委員（1名）

4番 小笠原 武男

出席した職員

事務局長	永田	田	聡
主幹	宇佐	美	宏
事務局次長	永	一	環
会計年度任用職員	白	石	勇
上総事務所長	川	名	一
経済環境部農政課企画調整係長	奥	倉	康
経済環境部農政課農業振興係	筒	井	真
主任主事			彦

◎会長挨拶

会 長 皆さん、猛暑の中、農業委員会の出席御苦労さまです。

改選されてから初めて案件を審議する総会ということになります。私も初めてこの席で、こういう総会の中で初めて挨拶していますんでちょっと緊張しておりますが、初めて発表する方も緊張されているんじゃないかというふうに思っております。

落ち着いて審議を進めていきたいと思っておりますので、ひとつよろしく申し上げます。御協力よろしく申し上げます。

◎諸般の報告

会 長 それでは、諸般の報告をさせていただきます。

7月の総会以降、諸般の報告させていただきます。

7月14日、市役所5階大会議室において、農業委員会辞令交付式が行われました。石井市長から新たに農業委員として任命されました。

7月21日、市役所5階大会議室において、農地利用最適化推進委員委嘱状交付式を行いました。新たに14名の方を推進委員として委嘱いたしました。私と水野会長職務代理者が出席しております。

7月25日、令和5年度千葉県農業委員会連合会臨時総会が君津合同庁舎で開催され、私と水野会長職務代理者が出席しております。

7月27日、成田市成田国際会館において、新任農業委員・農地利用最適化推進委員研修会が開催され、13名の方が出席しております。

以上でございます。

それでは、総会に入ります。

◎開 会

(午後1時30分)

議 長 開会をいたします。

ただいまの出席委員は13名でございます。よって、定足数に達しております。令和5年第9回君津市農業委員会の総会を開会し、直ちに会議を開きます。

◎会期の決定

議 長 日程第1、会期の決定を議題といたします。

会期は本日1日とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 異議ないものと認め、会期は本日1日と決定いたします。

◎議事録署名委員の指名

議 長 日程第2、議事録署名委員について、会議規則第16条第2項の規定により、私から指名いたします。

5番、笹本幸恵委員、6番、宇野真弘委員の2名をお願いします。

◎議案第1号ないし議案第9号

議 長 日程第3、議案第1号ないし議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

初めに、事務局より説明をお願いします。

白石会計年度任用職員 白石でございます。また今月からお世話になることになりましたので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、議案第1号について説明いたします。

東日笠地先の畑3筆、面積677平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由といたしまして、譲渡人は農業経営を縮小したいため、譲受人は自宅に隣接する農地で耕作を行いたいためです。

許可基準といたしまして、譲受人は新規就農者でございますけれども、現在、自宅に隣接する小面積の農地で耕作を行っておりまして、管理もできていることから、実績には問題ないと思われれます。農機具は耕運機、軽トラックを所有しております。

農作業従事日数は150日を超える予定でありますので、資格等については問題ないと思われれます。

次に、議案第2号について説明します。

山本地先の田4筆、面積4,889平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由といたしまして、譲渡人は高齢により離農したいため、譲受人は新規に農業経営を行いたいためです。

許可基準といたしまして、譲受人は市外在住でございますけれども、申請地の近くに宅地

を所有しております、普段はそこに居住をしているとのこと。また、新規就農者ですが、地元の農業者から指導を受けられる体制にあることや、地目が宅地の部分で小面積ですが耕作を行っていることなどから、技術については特に問題ないと思われま

す。農機具はトラクター、耕運機、草刈り機を所有しており、田植機、コンバインはリースを行う予定ということです。

農作業従事日数は150日を超える予定であり、資格等については問題ないと思われま

す。次に、議案第3号について説明します。

西原地先の畑1筆、469平方メートルを使用貸借するものです。

申請理由として、譲渡人は、譲受人が現在申請地を耕作しているため。譲受人は現在耕作をしているためでございます。

許可基準として、譲受人は現在1万8,869.88平方メートルの農地を経営しており、農機具はトラクター、耕運機、軽トラック、動力噴霧器を所有しています。

農作業従事日数は150日を超えておりまして、資格等については問題ないと思われま

す。次に、議案第4号について説明します。

末吉地先の田1筆、面積123平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は管理が難しいため、譲受人は自宅に隣接する農地で耕作を行いたいためです。

許可基準といたしまして、譲受人は新規就農者ですが、自宅に隣接する小面積の農地で、親族から指導も受けられる体制があることなどから、技術等については問題ないと思われま

す。農機具は耕運機、軽トラック、草刈り機を所有しています。

農作業従事日数は150日を超える予定であり、資格等については問題ないと思われま

す。議案第5号から第8号につきましては、譲受人が同一のため一括して説明をさせていただきます。

議案第5号は浦田地先の田1筆、面積1,546平方メートル、議案第6号は浦田地先の田1筆、面積1,002平方メートル、議案第7号は浦田地先の田1筆、面積971平方メートル、議案第8号は浦田地先の畑1筆、面積1,357平方メートルをそれぞれ売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は高齢により離農したいため、譲受人は知人の親族から農地購入の話があったためです。譲受人の代表者は別の法人も経営しております、その法人の役員

の親族から申請地を紹介してもらったとのことでした。

許可基準といたしまして、譲受人は所在地が県外にある農地所有適格法人ですが、自家用車等で申請地まで通い耕作を行う予定とのことでした。また、農作業に当たる予定の譲受人の代表者は、北海道で耕作をしていた経験があることや申請地の隣接地土地所有者からアドバイスを受けられる体制にあることから、技術等については問題ないと思われま

す。農機具はトラクター、田植機、耕運機をリースする予定であり、農作業従事日数は150日を超える予定とのことでした。

以上から、資格等については問題ないと思われま

す。議案第9号について説明します。

芋窪地先の田2筆、2,137平方メートルを賃貸借するものです。

申請理由といたしまして、譲渡人は高齢により管理できないため、譲受人は農業事業に参入し、経営規模を拡大したいためです。

許可基準といたしまして、農地所有適格法人でない法人が農業に参入する場合、農地法第3条第2項の通常の許可要件と併せて農地法第3条第3項の要件を満たせば貸借に限り許可をすることができます。

この第3項の要件につきましては、1、農地を適正に利用していないと認められる場合、貸借契約を解除する旨の条件が書面による契約において付されていること。2、地域の農業者における他の農業者との適切な役割分担の下に、継続的かつ安定的に農業経営を行うと認められること。3、法人の役員等が農業に常時従事すると認められることとなります。

これらにつきましては、書類等で満たしていることを確認しております。

当該法人は、新規に就農する所在が市外にある法人ですが、農作業に当たる者は君津市内に住む重要な使用人であり、農業の研修を受けていることなどから、技術等については問題ないと思われま

す。農機具は軽トラック、草刈り機を所有しており、耕運機をリースする予定でございます。

法人の農作業に従事する使用人の作業日数は、150日を超える予定とのことでした。

以上から、資格等については問題ないと思われま

す。以上、3条の許可要件について事務局から説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いします。

議長 事務局の説明が終わりました。

これより、現地調査を行った結果について、議案第1号について、8番、溝口委員からお

願います。

溝口委員 8番の溝口です。

議案第1号について説明します。

内容については、今事務局から説明のとおりでございます。

申請場所は、別冊の1ページを御覧ください。

国道465号、これを真っすぐ行くと三島湖のほうに行く道でございます。昔、我々は清和中学と呼んでいたんですけども、今は清和小学校に変わりました、秋元小と三島小が合併して清和小学校になりました。そのすぐ隣が譲受人の自宅、そのすぐ隣が申請地となります。

7月29日に譲受人と現地を確認させていただきました。畑でキュウリ、ナス、キクイモ、あらゆる野菜を作っています、きれいにしているなという感じを受けました。

譲受人は、ただいま説明あったとおり、耕運機、ミニ耕運機等を所有しておりまして、お兄さんが同じ集落に住んでいまして、お兄さんが農業、だからお兄さんから譲り受けるということで、小さな農家にはあるという、そういうことだそうです。

営農計画実現性は非常に高く、不許可になる要件に当たるものはないということで、御審議のほうよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

議長 続きまして、議案第2号ないし第4号について、10番、齊藤委員から願ひします。

齊藤委員 齊藤です。よろしく願ひします。

何分、1年生なもので、報告の仕方、つかえつかえでお聞き苦しいことが多々あるかと思ひますけれども、よろしく願ひします。

じゃ、自分のほうから説明いたします。

申請内容については、先ほど事務局のほうから説明があったとおりです。

申請場所は、別紙2ページを御覧ください。

場所は、山本地先、バイパス410号線が真ん中に通っています。その両脇に申請された田4筆ありました。そして、この受取人の住まい、現在市外でしたけれども、この田んぼの近くに住宅を購入ということで申請がありました。

そして、自分、この7月28日、受取人と一緒にこの宅地、あと田んぼ4筆を確認しながら案内していただきました。今の現状としては、今年苗の育苗が間に合わなかったということで、現在、今年の場合は田んぼ、水田にはなっておりません。現在、管理中の農地ということで、来年度より水稻栽培を始めるということでした。

それで、本人いわく、水稻栽培のほう初めてだということで、近くの農業者またはJ A、土地改良からアドバイスを受けながらやるということで確認しましたので、以上のことで、不許可の要件に当たるものはないとみられ、特に問題ないと思われま。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

続きまして3号の説明をいたします。

申請内容につきましては、さきほど事務局側から説明のとおりです。

申請場所は、これは小櫃地区の西原地先となっております。近くに目立ったものはないんですけれども、西原地先の家が立ち並んだ中の中にある畑です。これは先ほど事務局が説明したとおり、現在この譲受人がハウスを建てて、野菜栽培を行っています。そして、この受取人は20代前半の若い人なんですけれども、地元の野菜組合等に入って、栽培講習会なり積極的に出ています。そういうことですので、農地を借りる受人には適していると思ひ、不許可の要件に当たるものはないとみられ、特に問題ないと思われま。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

続きまして第4号議案について説明いたします。

申請内容につきましては、事務局の説明のとおりです。

申請場所として、これは小櫃駅のすぐ近くにあります。現状で説明されたとおり、自宅のすぐ隣接する小規模面積の農地です。小規模農地の畑で野菜栽培を行いたいということで、これはもうその家の隣ということで適しているかと思ひます。そして、受取人、今まで農業の経験がない新規就農者なんですけれども、知人に農業の野菜等の作り方をアドバイスを受けながら、野菜を作っていくということでした。

そして、代理人の方ともそういう確認をいたしましたので、不許可の要件に当たるものはないとみられ、特に問題ないと思われました。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

議 長 続きまして、議案第5号ないし第9号について、12番、長谷川委員からお願ひします。

長谷川委員 12番、長谷川です。よろしくお願ひします。

新人ですので、私も不慣れでよろしくお願ひいたします。

初めに、第4番です、このことは、事務局のほうからお話がありましたように、他の地域でもって農業をやっているということでございます。それで、現在、先ほどお話あったように知人からの紹介でということで、居住地からは、神奈川県なんで車で1時間ちょっとで来

ちやうということです。

私も8月1日に本人とお会いしまして、お話をお伺いいたしました。

まず、一番先の田んぼにつきましては、1,500平米です、1,546平米の田んぼについて、現在浦田地区の方が耕作をしております。この方に教えていただきながら耕作をしてみたいということをおっしゃってございました。

それから、残りの3筆につきましては、田んぼではなく畑にして、ソラマメを栽培して、他の所で作っているのがホテルオークラのほうに出荷しているそうなので、それでソラマメをホテルオークラのほうに出荷したいというような事をおっしゃってました。

現状はちょっと草が生えておりまして、草取りをしたりすれば原状回復できるというような状況のところでございます。本人とお話ししました時これから草刈りをするというような事をおっしゃってました。

最後の畑になっているところにつきましては、ちょっと畑にするのか、現在の持ち主の方が柿だとか、そういったものを植えてあるんで、撤去している時間がかかるとは思いますが、それでも、それでやってみたいという。

農機具につきましては、その畑の一部を農機具小屋として一部建て、農機具をしまいたいというようなことをおっしゃってございました。

あとは、現在田んぼについては、今言った方の指導を仰ぎながら、他の面についても浦田土地改良区の方の協力を仰ぎながらやっていきたいということをおっしゃってました。

そうした結果、不許可になる要件などないと思いますので、特に問題ないと思います。どうぞ御審議よろしく申し上げます。

続きまして、最後の芋窪の件なんですけれども、これにつきましては、事務局のお話経由で、持ち主は受人のほうに、市外の方なんですけれども、市内の君津地域に住んでいる方が従業員として雇って管理をしていくということで聞いております。そちらのほうはそんなに、備考に少しありますけれども、特に問題ないような状況だと思います。地域の土地改良の関係についても協力をしてやっていきたいというようなお話をしておりますので、不許可要件に当たるものもないと思います。

また、この地区のすぐ隣の田んぼを5筆ほど、ブルーベリーのほうの植栽が終わっております。ここで1年目ぐらいじゃないかと思うんですけれども、植栽が終わっております。この方もブルーベリーを栽培していきたいということをおっしゃってございますので、不許可の要件にあったものはないかと思っておりますので、御審議のほどよろしくお伺いいたします。

議 長 長谷川さん、議案の5号から9号の場所ですけれども、別冊の。

長谷川委員 別冊の5ページのイレブンオートです、木更津のほうから向かって行って、国道410号線、まだ新しい道を工事中でございます。このイレブンオートキャンプ場から約100メートルぐらい行ったところを右折していただきましたところに、ソーラーパネルがあるんです、そのちょっと奥になります。道路の両側に田んぼがありますので、車は入りますし、特に問題ないと思われれます。

浦田地区につきましては、イレブンオートキャンプ場の、木更津からずっと手前になります。そこを、やはり木更津から来ると左折していただきまして、この小櫃川を越えていただきまして、そこに橋があります、橋を渡っていただくと、このイレブンオートキャンプ場の小櫃川、橋があって、上がって行ったところの高台になります。

議 長 ありがとうございます。

ただいま事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見等がありましたらお願いします。

水野議員。

水野委員 3番、水野です。

議案第5号から8号についてお伺いいたします。

この農地所有適格法人となっておりますが、今現在、組織形態、事業要件、構成員等を教えていただければと思うんですけれども。

そして、今現在は何を作られている会社なのかも教えていただければありがたいです。

白石会計年度任用職員 ○○○は令和4年12月に設立された法人となっております。役員は代表取締役1人になります。ということで、代表になっている方が北海道で農業の経験あるということで、その別法人の農地所有適格法人で農作業を行っているということになります。

これはまた新たに別法人を設立して、それで今回の件で、千葉県農地を所有ということで申請をされている事になります。

議 長 よろしいですか。

水野委員 そうしたら、今現在も北海道で耕作をされている法人として活動しているということですか。

白石会計年度任用職員 この法人○○○としては、まだ耕作をしていないということになります。収入がまだあがっていないと。

笹本委員 5番、笹本です。

北海道では、何年ぐらい農業を営んでいらっしゃるのでしょうか。

水野委員 農地所有適格法人になる上で書類が上がっているかと思われるんですけども、その書類の中の要件を教えてくださいがあればありがたいのですが。できる範囲内で教えてください。

白石会計年度任用職員 まず、法人の形態です、農事組合法人とか合同会社、あるいは有限会社、株式会社ですね、であるということ。それから事業の要件といたしまして、農業が主の事業であることですね。その上で農業の売上げが全体の収入の2分の1以上ということになります。あとは構成員といたしまして、農業に関連する者、構成員の要件といたしまして、今……。

水野委員 すみません、申し訳ありません何度も。

それは、適格法人の要件としての4つの入る要件を満たさないと適格法人にはなれないということであらうと思うんですけども、今回のこの各譲受人の会社が適格法人になる上でのその4つの要件の書類を上げていただいているのでしょうか。その書類の内容を教えてくださいと思っております。

白石会計年度任用職員 先ほど質問の回答が滞ってしまい申し訳ありませんが、法人の形態要件は株式会社で問題ありません。それから事業要件ですが、計画の中に農業というのがメインの記載がされておりますので、それについても問題ありません。収入についてはまだこれからの事業になりますので、これから毎年毎年、農地所有適格法人報告書類というのを上げていただいて、収入はこれからどうなるかを常に見ていくことになります。これに要件が合わなくなると、勧告なりしていくことになります。

それから、構成員の要件といたしまして、株主の内ですね、2分の1以上の農業に関連する者で、あるいは農業に従事している者でというようなことになります。

それから、業務執行要件といたしまして、実際農作業に従事する者が取締役等の役員の2分の1以上であることということがあります。ただし、ここにつきましては、重要な社員という者が実際に現場のほうで150日以上従事するというのであれば、これは認められるということになります。それから、株式の出資割合ですね、これは農業に関係ない法人等が出資している場合は、その出資割合が49%というような。

議 長 以上ですか。

じゃ、宇野委員

宇野委員 先ほどの質問と重なるんですけども、今の回答は、農地所有適格法人になるため

の説明であって、今回の審議で、この〇〇〇が所有権を持つにふさわしいかどうか審議する場であって、先ほど笹本委員が言ったとおり、北海道でどのようなことをしてきて、千葉でこの場所で所有権を移して、どういうことをしていきたいかということをちゃんと審議していきたいための質問だったんですけれども。今の説明だと、ただ農地所有適格法人の説明だけであって、ちょっと分かりかねます。

永島次長 農業委員会永島です。

今回の法人につきましては、代表が、趣味で北海道で農業を、ジャガイモやソラマメ等を栽培して、収穫物を個人の使い物として使用していたということです。今回、協力者、君津市浦田に協力者が1人いらっしゃいまして、その方の関わりで今回の御縁につながったということです。

今回については、今回君津市では、今まで趣味で行っていた農業を本格的に取り組みたいという考えから、米とソラマメを中心とした農業の経営をしたいとそういう計画になっています。

白石会計年度任用職員 先ほど、すみません、法人の要件を説明いたしましたけれども、一応この要件は満たしているということになります。生産額についてはまだこれからですので、毎年の報告でチェックをしていくということになります。

笹本委員 ありがとうございます。

議 長 そうすると、農地所有適格法人としての資格はあるというふうに考えてよろしいということですね。

白石会計年度任用職員 そうですね。

議 長 ほかに、まだ質問いらっしゃいますか。

神子委員 その適格法人として資格は当然あるわけですね、今。

白石会計年度任用職員 そのようになります。

先ほど説明した要件は満たしているという書類が出てきておりますので。

神子委員 適格法人であるというふうに認定できるということですよ。

白石会計年度任用職員 認定と言いますか、今回のこの3条の申請で、それを認めて所有権の移転を認めるということになります。

神子委員 そうということですね。分かりました。

議 長 ほかに御質問、御意見ある方いらっしゃいますか。

宇野委員。

宇野委員 宇野です。

どのような計画で、採算を上げていこうという計画を持っているのでしょうか。適格であるとはいうものの、しっかりとした計画が、どのぐらいの面積でどのぐらいの売上げがあって、どのような収支をつくる予定なんでしょうか。

白石会計年度任用職員 先ほど説明したとおり、ソラマメと水稻の生産を行っていくということになります。今のところ、農業経営実施計画では、ソラマメは1,973平方メートル、米は1,546平方メートルで作付、耕作をしていくという計画になっています。

生産量としては、ソラマメは計画では1,022キロ、水稻は832キロということになります。

収支につきましては、販売につきましては、今ホテルオークラへの販売というようなことで話を進めているそうです。この計画では、年間144万円余というような売上げを予定しております。

その他の経費につきましても、種苗とか肥料・光熱費等を計上しております。トータルでこれは50万円程度ですけれども、そのほか機械のリースなども考えていたしまして、そこにつきましては、資金の借入れの計画も入っております。

よろしいでしょうか。

宇野委員 はい、分かりました。

議長 ほかにも御質問、御意見のある方いらっしゃいますか。

(発言する者なし)

議長 それでは、採決に入りたいと思います。

議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第3号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第4号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第5号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議 長 挙手多数でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第6号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議 長 ありがとうございます。

これも挙手多数でございますので、原案のとおり許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第7号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議 長 ありがとうございます。

これも挙手多数でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第8号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議 長 ありがとうございます。

これも挙手多数でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第9号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

◎議案第10号

議 長 続きまして、日程第4、議案第10号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。なお、本議案は第7回総会において保留となったものです。総会で
の確認事項を踏まえ、改めて審議いただくものであります。

では、議案第10号について事務局より説明をお願いします。

永寫次長 議案第10号について御説明いたします。

議案書の4ページを御覧ください。

先ほど議長より解説がありましたとおり、この案件は、7月総会にて保留になっておる案件です。

農業委員の改選直後の新体制でありますので、概要を再度説明させていただきまして、その後確認事項を御説明いたします。

長石地先、畑1筆、面積1,303平方メートルをキャンプ場へ転用します。

申請地は都市計画区域外で、農地区分は第2種農地相当となります。既にあるキャンプ場が手狭であることから、利用者が宿泊するテントサイトを拡張する計画です。

敷地は現状を利用し、整地造成を行わず植樹を計画しています。用水、排水、雑排水処理は既に整備されており、雨水は自然浸透とします。植樹の搬入、植樹に当たっては安全に注意いたします。平地であり、特に土砂流出などの危険はありません。

周辺農地への農業用排水用水施設、日照・通風への影響はありません。

次に、確認事項です。

手狭について調査したところ、近年はミニバン等で来る家族連れが多いことから、需要の高いオートキャンプ場スタイルで計画したとのことでした。区画サイトを増設することで、景観も楽しめる広いキャンプ場として経営できると判断したところだそうです。

利用者への周辺状況への配慮につきましては、受付で利用契約時に利用規約等を説明します。それには、住民住人への配慮や周辺農地への農薬散布、トラック等往来等の説明を行い、受付にもその旨を掲載いたします。

また、現時点での利用状況ということですが、オープン直後、申請者の御家族の健康上の理由により、思うように経営ができていないとのことでした。こちらが落ち着けば、今お手元にあるキャンプ場のチラシを配らせていただいておりますが、お手元にあるチラシをこれから配布して宣伝して、利用者の拡大を図りたいとのことでした。

以上です。

議長 ただいま事務局説明が終わりました。

現地調査については、前回の総会でやっておりますので、省略させていただくということで、何か御質問、御意見がありますか。

(発言する者なし)

議長 よろしいですか。

それでは、御意見がありませんので採決いたします。

議案第10号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

◎議案第11号ないし議案第25号

議長 日程第5、議案第11号ないし第25号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

議案第11号ないし第25号について、事務局より説明をお願いします。

永島次長 議案第11号について御説明いたします。

議案書の5ページを御覧ください。

泉地先の田1筆、面積59平方メートルと畑2筆、面積198平方メートル、合計面積257平方メートルを事務所、駐車場及び進入路へ転用します。

申請地は都市計画区域外で、農地区分は第2種農地相当となります。申請地に隣接する宅地と併せて設置いたします。

敷地は整地造成いたします。

上水は公共水道を接続し、雨水は敷地南側側溝へ排水します。汚水、雑排水は浄化槽で処理し、同じく敷地南側側溝へ排水します。工事期間中は仮囲い、バリケード等を設置し、工事車両の通行についてはガードマン等を配置いたします。敷地外周にはフェンスを設置し、ごみや工事中の粉じんが飛散しないよう措置を行います。

特に、農業用排水施設や土砂流出防止や近隣農地への日照・通風への影響がないよう配慮いたします。

議案第12号について御説明いたします。

久留里地先の田2筆、面積1,117平方メートルを資材置き場へ転用します。

申請地は都市計画区域外で、農地区分は第2種農地相当となります。埋立て等を行わず、碎石を敷き詰め整地します。用水は使用せず、雨水は自然浸透式とします。施設整備時には、周囲の作付に十分配慮をするとともに、粉じん、防音、ビニール類等の飛散防止に最善の注意を払います。工事中には土砂等を流出しないようにいたします。周辺農地に通風・日照で営農阻害しないよう考慮いたします。

議案第13号について御説明いたします。

浦田地先の畑1筆、面積495平方メートルを太陽光発電施設へ転用し、取得済みの隣接地と合わせて太陽光パネル176枚を設置します。

申請地は都市計画区域外で、農地区分は第2種農地相当となります。埋立ては行わず整地のみ実施いたします。用水は使用せず、雨水は自然浸透とします。工事中は路上駐車などせず、車両の出入りに注意いたします。土砂・雨水流出には注意し、必要に応じて土嚢袋を積み上げ対処いたします。施工後は隣接境界の被害防止対策と発電システム侵入防止のためフェンスを設置いたします。

議案第14号について御説明いたします。

議案書の6ページを御覧ください。

怒田地先の畑1筆、面積833平方メートルを太陽光発電施設へ転用し、太陽光パネル172枚を設置します。

申請地は都市計画区域外で、農地区分は第2種農地相当となります。埋立て等を行わず、整地のみ実施します。用水は使用せず、雨水は自然浸透式とします。工事は近隣住民の生活に支障がないようにします。工事車両の進入・通行を慎重にし、申請地周辺道路の通行の妨げにならないよう注意します。

工事後も土砂・雨水が流出しないよう常に留意し、必要に応じて土嚢で十分な対策をします。日照・通風の妨げになるような工作は設置しないので、営農には問題ないと考えております。

議案第15号ないし第16号について、関連がありますので一括して説明いたします。

怒田地先の畑2筆、面積1,345平方メートルを太陽光発電施設へ転用し、太陽光パネル170枚を設置します。

申請地は都市計画区域外で、農地区分は第2種農地相当となります。埋立て等を行わず、整地のみ実施します。用水は使用せず、雨水は自然浸透式とします。工事は近隣住民の生活に支障がないようにします。工事車両の進入・通行を慎重にし、申請地周辺道路の通行の妨げにならないよう注意します。

工事後も土砂・雨水流出しないよう常に留意し、必要に応じて土嚢等で十分な対策を行います。日照・通風の妨げになるような工作物は設置しないので、営農に問題ないと考えております。

議案第17号について説明いたします。

怒田地先の畑1筆、面積760平方メートルを太陽光発電施設へ転用し、太陽光パネル172枚を設置いたします。

申請地は都市計画区域外で、農地区分は第2種農地相当となります。埋立て等を行わず、整地のみ実施します。用水は使用せず、雨水は自然浸透式とします。工事は近隣住民の生活に支障がないようにします。工事車両の進入・通行を慎重にし、申請地周辺道路の通行の妨げにならないよう注意いたします。

工事後も土砂・雨水流出しないよう常に留意し、必要に応じて土嚢等で十分な対策を行います。日照・通風の妨げになるような工作物は設置しないので、営農には問題ないと考えております。

議案第18号ないし第19号について、関連がありますので一括して御説明いたします。

議案書の7ページを御覧ください。

広岡地先の田5筆、面積1,492平方メートルを太陽光発電施設へ転用し、太陽光パネル216枚を設置します。

申請地は都市計画区域外で、農地区分は第2種農地相当となります。敷地は整地するだけで用水は使用せず、雨水は自然浸透式とします。施設整備時には周辺農地への作付等に十分配慮するとともに、粉じん・防音、ビニール類等の飛散防止に最善の注意を払います。工事中は土砂が流出しないよう注意いたします。

太陽光発電施設は高くない構築物にし、周辺農地に通風・日照等で営農阻害しないよう配慮いたします。また、農業用用水路へ土砂が流出しないよう十分配慮いたします。

議案第20号について御説明いたします。

広岡地先の田1筆、面積2,175平方メートルを太陽光発電施設へ転用し、太陽光パネル216枚を設置します。

申請地は都市計画区域外で、農地区分は第2種農地相当となります。農地は整地するだけです。用水は使用せず、雨水は自然浸透式とします。施設整備時には周辺農地への作付等に十分配慮するとともに、粉じん・防音、ビニール類等の飛散防止に最善の注意を払います。工事中は土砂が流出しないよう注意いたします。

太陽光発電施設は高くない構築物にし、周辺農地に通風・日照等で営農阻害しないよう考慮します。また、農業用排水路へ土砂が流出しないよう十分配慮いたします。

議案第21号について御説明いたします。

議案書の8ページを御覧ください。

広岡地先の田1筆、面積1,517平方メートルを太陽光発電施設へ転用し、太陽光パネル216枚を設置いたします。

申請地は都市計画区域外で、農地区分は第2種農地相当となります。

敷地は整地するだけです。用水は使用せず、雨水は自然浸透式とします。

施設整備時には周辺農地への作付等に十分配慮するとともに、粉じん・防音、ビニール類等の飛散防止に最善の注意を払います。

工事中は土砂が流出しないよう注意いたします。

太陽光発電施設は高くない構築物にし、周辺農地に通風・日照等で営農阻害しないよう考慮いたします。また、農業用排水路へ土砂が流出しないよう十分配慮いたします。

議案第22号について御説明いたします。

広岡地先の田2筆、面積399平方メートルを太陽光発電施設へ転用し、太陽光パネル51枚を設置いたします。

申請地は都市計画区域外で、農地区分は第2種農地相当となります。

敷地は整地するだけです。用水は使用せず、雨水は自然浸透式とします。

施設整備後には周辺農地への作付等に十分配慮するとともに、粉じん・防音、ビニール類等の飛散防止に最善の注意を払います。

工事中は土砂が流出しないよう注意いたします。

太陽光発電施設は高くない構築物にし、周辺農地に通風・日照等で営農阻害しないよう考慮いたします。また、農業用排水路へ土砂が流出しないよう十分配慮いたします。

議案第23号ないし第24号について、関連がありますので一括して御説明いたします。

大戸見地先の畑2筆、面積2,107平方メートルを太陽光発電施設へ転用し、太陽光パネル170枚を設置します。

申請地は都市計画区域外で、農地区分は2種相当となります。

敷地は整地するだけでございます。用水は使用せず、雨水は自然浸透式とします。汚水排水はありません。

工事期間中は資材を適切に管理し、現場監督責任者の下、近隣に迷惑がかからないように配慮し、災害防止に万全を期します。

施工後も定期的に除草を行い、施設外周部にフェンスを設置します。異常が発見された場合は早急に対応し、適切な維持管理に努めます。

施設により周辺農地へ日照及び通風等の影響が及ぶことのないと考えておりますが、万が

一被害を及ぼした場合は、責任を持って問題改善いたします。

施設の周りにはフェンスを設置し、出入りを抑制します。

議案第25号について御説明します。

議案書9ページを御覧ください。

川俣旧押込地先の畑1筆、面積892平方メートルをオートキャンプ場へ転用します。

申請地は都市計画区域外で、農地区分は第2種農地相当となります。

既にあるオートキャンプ場が手狭であることから、利用者が宿泊するサイト区画を拡張する計画です。

切り盛りの造成はなく、砂利敷きのみ計画しております。

用水、排水、雑排水処理は既に整備されており、雨水は浸透ますを設置いたします。

工事中は周辺に被害が発生しないよう、仮囲いなどの安全対策を行い、施工後は砂利等が隣接地や道路に流出しないよう土堰堤を設置します。

施設境は土堰堤及び柵を設置するなど、雨水や土砂等が隣接地に流出しないよう、被害防除対策を行います。

以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。

これより、現地調査を行った結果について、議案第11号について、3番、水野委員からお願いします。

水野委員 3番、水野です。

第11号議案について説明いたします。

詳細につきましては、ただいま事務局の説明のとおりです。

譲受人、譲渡人から同一の方の委任状が提出されていまして、7月30日、現地確認聞き取り調査を委任された方と行いました。

場所は、別冊7ページを御覧ください。

地図中央に山中電気とあります。そこから左側に80メートルくらい行って左側の道沿いになります。道路から見て申請場所の両脇は宅地、山林と複雑になっています。申請場所の奥は宅地で、現在は更地になっていますが、いずれも譲受人が購入済みです。

譲受人は電気工事をされていて、従業員の駐車場、事務所を探していたとのことで、この場所になったようです。

特に問題はないと思われまます。御審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

議長 長 続きまして、議案第12号ないし第17号について、12番、長谷川委員からお願いします。

長谷川委員 議案第12号、〇〇〇という会社で、今使っている資材置き場等が手狭になったということです。図面の8ページです。としまやの交差点の、入って100メートルまで行かないと思いますが、木更津のほうから来て左のところにあります。

譲受人は、建設工事や解体工事等を行っていて、現在使っている資材置き場が手狭だったということで、購入して造成したいとのことをございます。

先ほど説明のあったように、周りの農地は休耕しております。耕作している田んぼについては、今の敷地より高いということです。

この土地につきましては、文化財保護法の関係で掘削できない。そういった場合、文化財保護法のほうで調査をやらなきゃいけないということで、掘削しないでそのまま上に、簡単に埋立てをして資材置き場にするというようなことをございます。

この話においては、自分の持っている重機等で行うというようなことでしたので、特に不許可の要件に当たらないと思われまますので、御審議のほどよろしくお願いをいたします。

13号につきましては、太陽光発電というようなことをございます。

場所については、8ページの先ほどの言った議案第12号のちょっと超えたところにやまいち印刷さんというのが書いてありまして、ここを右折しまして浦田青年館がすぐあります。そこから10メートルほど行ったところの右側に位置をしています。

これについても、ここだけでなく隣接でもう1筆ありまして、太陽光にしたいということで、そこについては農地じゃありませんので、現在は竹林みたいになっておりますけれども、登記上では雑種地になっております。

特に問題はありませんけれども、ただ、設置上、さっき土嚢等で水等に配慮するとのことで事務局のほうからお話ありましたけれども、一応、崩落等その辺を万全にさせていただければ、問題ないと思われまますので、御審議のほどよろしくお願います。

もう一つは怒田のほうになりますけれども、議案14、5、6、7号で、先程と同じところになります。同じ反対側から、久留里方面から行って亀山に向かいまして、左折をして入りまして、鈴木メロン園の下を通過しまして、怒田に入ったすぐのところをございます。約1、5キロかそれくらいですか。これについては、この3筆、4筆は隣接して間がちょっと畑が2枚ほど、抜けたり、1枚あけたりしての隣接での工事の場所になります。

ここについては、4名の方の中の1名がもう太陽光発電をすぐそばでやっております、ちょうど地域的に言えば山と山の間になっておりますので、特に問題はないということです。

その1件の家があるんですけれども、現在売り主になっておりますので、特に問題ないと思われま。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 続きまして、議案第18号ないし第24号について、13番、鈴木委員から願ひします。

鈴木委員 13番、鈴木でございます。

議案番号18番、19番についてご説明いたします。

この議案につきましては、同一の事業者でありますので、一括して御説明させていただきます。

申請内容、事務局説明のとおりでございます。

申請地につきましては、別冊10ページをお開きください。

JR久留里線、上総松丘駅から国道410号を木更津方面に向かいまして400メートルほど行ったところに、第一天津街道という踏切があります。この踏切を渡りまして、すぐ農道を右折して100メートルほど行った右側でございます。

7月31日に代理人と現地確認を行いました。

申請地は田んぼですが耕作はされておらず、年1回くらいの草刈りをしているような状況であります。

譲渡人は3名で、うち1人の方は地元の方ですが、農業経験、農業経営等もなく草刈り等の管理が大変なので、この際太陽光発電で土地を有効に活用してもらいたいとのことでございます。

あとの2人の方は、遠方で生活をしているため、遠いからでございます、農業経験もないので、土地を譲り渡して、太陽光発電で土地を有効に活用してもらいたいとのことでございます。

譲受人につきましては、申請地の周辺で、多くの太陽光発電事業を行っている法人であり、特に問題も出ていないことから、この転用についても問題はないと思われま。

次に、議案番号の23番についてです。

申請内容につきましては事務局の説明のとおりでございます。

申請地は議案第18番、19番に隣接する田んぼで耕作はしていませんが、草刈り等の管理はしております。

譲渡人は、議案番号19番の共有の2筆でございます。

この方たちは遠方に生活拠点があり、農業経験もないため、この際太陽光発電により、土地を有効活用していただきたく譲り渡すことにしたそうでございます。

譲受人は、この周辺で多くの太陽光発電事業を展開している法人の代表取締役である個人ですが、資金計画もしっかりしておりまして問題はないと思います。

次に、議案番号21番について説明いたします。

申請内容は事務局の説明のとおりでございますが、申請地は議案番号20番の田んぼのすぐ近くにありますが、耕作はされていませんが、年一、二回程度の草刈り等の管理はしているようであります。

譲渡人は、遠方に生活拠点を構えており、農業機械等もないと、主に耕作もできないことから、この土地が荒れ放題になる前に太陽光発電により有効活用してほしいと譲り渡すことにしたそうです。

譲受人はこの周辺で多くの太陽光発電事業を展開している法人の代表取締役個人でございます。資金計画もしっかりしており、この転用について問題はないと思われま

次に、議案番号22番についてです。

申請内容については事務局の説明のとおりでございます。

申請地は先ほどのJR久留里線の第一天津街道踏切を渡ってすぐの今度は左側でございます。

7月31日に代理人と現地確認をいたしました。

申請地は田んぼで耕作はされておられません

譲渡人は遠方に生活拠点を構えており、この土地の耕作や管理ができなくなる前に、太陽光発電により土地の有効活用してもらいたく、譲り渡すことにしたそうです。

譲受人は、この地区で多くの太陽光発電事業を展開している法人であり、問題はないと思います。なお、今まで説明した議案は、令和5年6月16日に君津市長から農振農用地の除外が決定しています。

次に、議案番号23番と24番でございます。

この議案も同一の計画でございますので、一括して御説明させていただきます。

申請内容につきましては、事務局説明のとおりでございます。

申請地につきましては、別冊の11ページを御覧ください。

J R久留里線上総松丘駅から2.6キロメートルほど亀山方面に行ったところですが、旧松丘小学校の前を通り大戸隧道を抜けて、大盛橋を渡ってすぐに右折の細野入口というところがありますけれども、そこを左折した大戸見の切畑代でございます。

7月31日に代理人と現地確認を行いました。

申請地は畑ですが、耕作はしていないものの、草刈り等の管理状況は良好でありました。

譲渡人は2名であります。そのうちの1名の方は遠方に生活拠点を構えており、今後農業を営む後継者がいないことから、本土地の利用管理が難しいと考え、太陽光発電所の設置により、畑の荒地化を防ぎ、有効活用することになったということです。

もう1名の方は申請地のすぐ近くに居住しておりますが、太陽光発電の事業に賛同し、土地を事業活用したいとしたものです。

譲受人につきましては、北陸エリアを拠点としている事業を営んでいる法人であります。

申請地の周りは既に太陽光発電所が稼働しており、この申請地だけがちょうど最後になるような計画でございました。

以上の転用について問題はないと思われまますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

議長 続きまして、議案第25号について、14番、石井委員からお願いします。

石井委員 14番、石井です。

事務局から先ほど説明がありましたように、別冊の12ページでありまして、亀山ダムがありますけれども、ダムの堰堤から距離にしたらちょっと曲がったりしてあれなんですけれども、500メートルぐらいちょっと入った離れ小島になって、橋と橋で結ばれているというところですが。

これは、亀山湖カントリーの入口になりまして、今木更津東カントリークラブになります。亀山水産センターがありまして、その裏と言うより上、上のちょっと上がったところになりまして、既に管理棟等を建ててキャンプ場の施設にはなっておりまして、手狭になったというか、今度オートキャンプ、車6台分を確保したいということで、畑になっています892平方メートルなんですけれども、畑になっていまして、もうここ数年何も作っていないという状況で、草刈り等をやっているくらいで、譲渡人と譲受人については、同じ地区の人ですので、意思の疎通はできております。

また、先月29日に、代理人と現地の確認に伺いました。

農地法5条申請事業計画書が出ているかと思えますけれども、申請どおりになっているというふうを確認しております。

あとは、特にもう問題はないと思われましても、周辺に迷惑がかかるような状況が何一つないというもう離れ小島になっていまして、昔は、昔はというか今も花火の打ち上げ場所なんです。亀山湖花火大会でやってきたときの離れ小島になっていて、花火の打ち上げ場所のちょっと山手になるんですけども、その離れ小島になっているところで、場所的にはキャンプにはいいかなということです。申請がありましたものですから、よろしく御審議のほどお願いいたします。

以上です。

議長 長 ありがとうございます。

ただいま事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見等がありましたらお願いします。

(発言する者なし)

議長 長 質問、意見がありませんので、採決いたします。

議案第11号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

議長 長 続きまして、議案第12号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

議長 長 続きまして、議案第13号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

議長 長 続きまして、議案第14号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

議長 続きまして、議案第15号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

議長 続きまして、議案第16号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

議長 続きまして、議案第17号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

議長 続きまして、議案第18号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

議長 続きまして、議案第19号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

議長 続きまして、議案第20号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

議長 続きまして、議案第21号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

議長 続きまして、議案第22号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

議長 続きまして、議案第23号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

議長 続きまして、議案第24号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

議長 続きまして、議案第25号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

◎議案第26号

議長 日程第6、議案第26号 農地法第5条の規定による事業計画変更申請についてを議題といたします。

初めに、事務局より説明をお願いします。

永瀧次長 議案第26号について御説明いたします。

議案書10ページを御覧ください。

大山野地先の田2筆、面積1,364平方メートルの太陽光発電施設設置の計画変更です。

太陽光パネル施設設置のために測量したところ、登記面積よりも実測面積が狭いことから、設置計画を変更するものです。

以上です。

議長 ただいまの事務局の説明について、質問、意見等がありましたら挙手をお願いします。

(発言する者なし)

議長 質問、意見がありませんので、採決いたします。

議案第26号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。

挙手全員でございます。本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

◎議案第27号

議長 日程第7、議案第27号 令和5年度第4次農用地利用集積計画についてを議題といたします。

なお、本議案につきましては、私が関係する議案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退室いたします。

議長を水野会長職務代理者をお願いいたします。

(鮎川正幸議長 退室)

(水野徳子会長職務代理者 議長席へ)

会長職務代理者 それでは、初めてこちらで議長をさせていただきますので、不慣れな点あります。申し訳ありません、座らせていただきます。

それでは、議長を務めさせていただきます。

初めに、経済環境部農政課より説明をお願いいたします。

奥倉経済環境部農政課企画調整係長 農政課の奥倉です。

議案第27号について御説明いたします。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、令和5年度第4次農用地利用集積計画の作成に当たり、農業委員会に御審議をお願いするものでございます。

お手元の議案書12ページを御覧ください。

利用権設定につきましては、君津地区4件13筆、1万8,702平方メートル。上総地区2件8筆、7,836平方メートル、合計6件21筆、2万6,538平方メートル。

以上でございます。

個別の案件につきましては、議案書13ページから17ページに記載のとおりでございます。

今回の農用地利用集積計画でございますが、市では令和5年4月1日の施行日より前の旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしているものと判断しております。

議案第27号に関する説明は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。
会長職務代理者 ただいまの説明につきまして、質問、意見等ございましたら挙手をお願いいたします。

(発言する者なし)

会長職務代理者 質問、意見がありませんので、採決をいたします。

議案第27号について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

会長職務代理者 では、挙手全員でございますので、本案は原案のとおり決定をいたします。

それでは、議長の任を鮎川会長にお返しいたします。

(水野徳子会長職務代理者 自席へ)

(鮎川正幸議長 入室、議長席へ)

◎議案第28号

議長 日程第8、議案第28号 君津市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に対する意見についてを議題といたします。

それでは、経済環境部農政課より説明をお願いします。

筒井経済環境部農政課農業振興係主任主事 農政課、筒井です。よろしくをお願いします。

議案第28号について御説明いたします。

君津市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について、農業委員会に御審議をお願いするものでございます。

19ページ御覧ください。

今回、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が令和5年4月1日に施行されたことにともない、本市の基本構想を変更するものです。

基本構想は、今後、日々活動していこうとする担い手の効率的かつ安定的な農業経営の指標、農用地の利用の集積に関する目標、営農類型ごとの利用等を定め、農業の健全な発展に寄与することを目的に定めるものです。

主な変更の内容としては、県の農業経営基盤強化促進基本方針が本年6月に見直しされたため、県基本方針を踏まえ、農業経営体の育成目標を変更するとともに、人・農地プランに関する記載を削除し、地域計画に関する事項等を定めます。

特に、効率的かつ安定的な農業経営体の育成を目標として、年間農業所得を1経営体当たり550万円以上から、主たる従事者1人当たり520万円程度に変更し、年間労働時間を主たる従事者1人当たり2,000時間以下を1,800から2,000時間程度に変更するものです。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成確保に関する目標としては、年間農業所得を1経営体当たり250万円以上から主たる従事者1人当たり270万円程度に変更、その他、引用法令や、字句の整理をします。

以上、御審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ただいまの説明につきまして、質問、意見等がありましたら挙手をお願いします。

(発言する者なし)

議 長 質問、意見がありませんので、採決をいたします。

議案第28号について、賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は原案のとおり決定をいたします。

◎報告第1号ないし第19号

議 長 日程第9、報告第1号ないし第8号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告第9号ないし第18号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、

報告第19号 軽微な農地改良に関する届出については、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

ただいまの報告第1号ないし報告第19号について、質問、意見等がありましたら、願います。

(発言する者なし)

議長 質問、意見がないようですので、報告第1号ないし報告第19号を終わります。

◎閉 会

議長 これをもちまして、令和5年第9回君津市農業委員会総会に付議されました議案及び報告につきましては終了いたしました。

以上で閉会といたします。

なお、次回農業委員会総会は、令和5年9月5日火曜日、市役所6階災害対策室にて開催する予定ですので、よろしく願います。

(午後3時8分)